

件名	松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例
主管課	市町村課合併推進室
根拠法令等	
	<p>【改正の概要】</p> <p>次の市町村合併に伴い、関係条例（71 条例）の規定整備を行う。</p> <p>(1) 松山市（H17.1.1 編入、松山市・北条市・中島町）</p> <p>(2) 今治市（H17.1.16 設置、今治市・朝倉村・玉川町・波方町・大西町・菊間町・吉海町・宮窪町・伯方町・上浦町・大三島町・関前村）</p> <p>(3) 大洲市（H17.1.11 設置、大洲市・長浜町・肱川町・河辺村）</p> <p>(4) 伊予郡砥部町（H17.1.1 設置、砥部町・広田村）</p> <p>(5) 喜多郡内子町（H17.1.1 設置、内子町・五十崎町・小田町）</p> <p>(6) 北宇和郡鬼北町（H17.1.1 設置、広見町・日吉村）</p> <p>1 家畜保健衛生所条例の一部改正〔畜産課〕 中央家畜保健衛生所の管轄区域の名称変更</p> <p>2 愛媛県病虫害防除所等に関する条例〔農業経営課〕 病虫害防除所の位置の名称変更</p> <p>3 愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部改正〔農業経営課〕 松山中央地域農業改良普及センターの管轄区域の名称変更</p> <p>4 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正〔自然保護課、農産経営課、子育て支援課、保健福祉課、労政雇用課、畜産課〕</p> <p>(1) 愛媛県北条鹿島博物展示館の目的・位置の名称変更</p> <p>(2) 愛媛県農業試験場の位置の名称変更</p> <p>(3) 中央児童相談所、東予児童相談所、松山中央保健所、松山中小企業労働相談所、中央家畜保健衛生所の所轄区域の名称変更</p> <p>5 愛媛県県立学校設置条例の一部改正〔高校教育課〕 大島・伯方・大三島・北条・小田・長浜・北宇和高等学校の位置の名称変更</p> <p>6 愛媛県屋外広告物条例の一部改正〔都市計画課〕</p> <p>(1) 市への移行に伴う規定整備（波方町・大西町・菊間町・長浜町）</p> <p>(2) 合併に伴う許可制度設定地域の拡大（小田町・日吉村）</p> <p>7 愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部改正〔公営企業発電工水課、県立病院課〕 肱川発電所及び北宇和病院の位置の名称変更</p> <p>8 愛媛県保健所設置条例の一部改正〔保健福祉課〕 松山中央保健所の所管区域の名称変更</p> <p>9 愛媛県地方局設置条例の一部改正〔人事課〕 松山地方局の所管区域の名称変更</p> <p>10 愛媛県手数料条例の一部改正〔消防防災安全課〕 中島町の区域において県が行っていた許可の事務等を松山市が行うこととなるための一部改正 製造所（貯蔵所）設置許可申請手数料の廃止、取扱所設置許可申請手数料を移送取扱所設置許可申請手数料に変更（知事の事務が移送取扱所に限定されるため）等</p> <p>11 愛媛県児童相談所設置条例の一部改正〔子育て支援課〕 中央児童相談所の所轄区域の名称変更</p> <p>12 都市計画法施行条例の一部改正〔都市計画課〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 今治広域都市計画区域（今治市の区域を除く。）における市街化調整区域に係る開発許可の基準の特例を廃止（当該特例を条例で定める権限が今治市に移行） 今治広域都市計画区域（今治市の区域を除く。）における開発区域の面積の特例を廃止（当該特例を条例で定める権限が今治市に移行） <p>13 愛媛県行政組織条例等の一部改正〔人事課ほか〕 今治市の設置に伴い県内から村が消滅することに伴う 59 条例の改正</p>
施行日	平成 17 年 1 月 1 日。ただし、大洲市に係る改正規定は同年 1 月 11 日、今治市に係る改正規定は同年 1 月 16 日